

議 事 日 程 (第5号)

令和元年9月17日(火) 午前10時開議

- 日程第1 令和元年9月湖西市議会定例会議案書の一部訂正について
- 日程第2 議案第55号 湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定について
- 日程第3 議案第56号 湖西市立認定こども園条例制定について
- 日程第4 議案第57号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第58号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 日程第6 議案第59号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第60号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第61号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第62号 新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第63号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第64号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第65号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第66号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第67号 湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第68号 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第69号 令和元年度湖西市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第70号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第71号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第72号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第74号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第75号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第76号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第77号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第24 議案第78号 平成30年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第25 議案第79号 平成30年度湖西市病院事業会計決算認定について

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） 日程に先立ち、令和元年9月湖西市議会定例会議案関係資料の一部訂正について、総務部長から報告がございます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 御報告いたします。本定例会に配付させていただきました主要施策成果の説明書の表記に誤りがございました。

訂正箇所は29ページ中段、防犯まちづくり費のうち、防犯灯等修繕の実績の基数17基を、115基に訂正するものであります。まことに申しわけありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） 総務部長の報告は終わりました。

次に損害賠償の額の決定及び和解について、都市整備部長から報告がございます。都市整備部長。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関しまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

この損害賠償につきましては、令和元年8月8日木曜日、午後2時30分ごろ、市道新居206号線の草刈り作業中に、飛び石等で通行車両の車体を傷つけてしまったものであります。

このため、損害賠償として20万6,226円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分させていただきました。なお、この費用につきましては被害額の100%で、全額を保険にて補填されるものであります。

また、草刈り作業を行っていた現場作業員へ防護ネットの使用方法等の安全教育を実施いたしました。

今後は安全対策を徹底し、同様な事故の再発防止を図ってまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で報告とさせていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○議長（加藤弘己） 報告事項は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 令和元年9月湖西市議会定例会議案書の一部訂正についてを議題といたします。

本定例会に提出されております議案第58号について、訂正の申し出がありました。市長に説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） それでは、議案の一部訂正につきまして御説明をさせていただきます。

今回、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定誤り、これは全国的な報道でも既にされておりますけれども、国の法案のいわゆるチョンボ直しですけれども、全国の全市区町村にわたって訂正を行うものであるというふうに認識をしておりますが、これに伴って議案の第58号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の第2条湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の訂正が生じたので、訂正をお願いするものでございます。

内容につきましては、お配りをさせていただいている正誤表のとおりでございます。御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

ただいまの訂正につきまして、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 御異議ございませんので、これを承認することに決しました。

なお、議案書の差しかえにつきましては、各自行

させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第55号 湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） では、議案第55号の質疑を通告に従って行わせていただきます。

今回この議案第55号の条例を定めて、国が定める保育基準を満たす保育施設のみを無償化施設として、湖西市は市民に質の高い保育を提供するという一方で、これは私も賛成です。市民にとってもそれが安心だと思えますが、無償化に伴い、今後、保育園やこども園の需要は高まると思われまます。ゼロ歳児に関しては育休があるので、それほどふえるとは思われませんけれども、1歳児からということですが、今回の条例制定によって今後ふえると見込まれる保育需要、要は待機児童が発生しないかということが懸念されるのでお伺いいたします。そこら辺のこのようないろんな報道でも県下唯一のというような報道も何回も目にしておりますので、ここに至った経緯を教えてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

待機児童の問題は早急に対応すべきものでありますが、本条例は、今後市内で開設しようとする認可外保育施設に対し、開設当初から保育内容や人員、設備等は国の基準以上のものを備えることを設置の条件とし、子供たちが安全かつ安心して利用できる施設とすることを目的として制定するものであります。

国の基準を満たしていない認可外保育施設を利用する子供が多くいる自治体においては、条例で制限

を設けて無償化の対象とならなくなった場合、別の保育施設への転園がふえたり、利用者が減って保育事業を縮小または廃止するなど、影響は大きいものと考えられますが、本市における4つの認可外保育施設はいずれも国の基準を満たしており、今回の条例化による影響はありません。

認可外保育施設の基準は、認可保育園の基準より緩やかなもので、認可保育園では「原則、保育従事者は保育士とすること」が、認可外では「保育従事者のうち3分の1以上は保育士または看護師であること」であったり、認可保育園では「保育室の床面積は、匍匐する子は1人当たり3.3平方メートル以上、満2歳以上の子は1.98平方メートル以上であること」が、認可外では「保育室の床面積は乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること」などで、「子供一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること」や「保育従事者はゼロ歳児3人に対して1人、一、二歳児6人に対して1人」というような認可保育園と同等の基準もありますが、自治体が条例化しない場合は、国の基準を満たしていなくても無償化の対象となります。

待機児童対策につきましては、現在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画による保育の量の見込みと確保の内容に基づいて進めてまいりますが、新居幼稚園及び岡崎幼稚園のこども園化と新設の真愛三ツ谷こども園により、当面は対応できるものと考えております。

また、新たな民間施設の創設があれば、随時受け付けし、保育の受け皿確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 10番 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 待機児童については、私はちょっとここでは質問の項目としては挙げませんでしたけれども、では今、入所待ちと待機と違うというような説明も以前ありましたけれども、実際、保育が必要なのに受け入れてない子供さんの数というのは、教えていただけますか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

9月時点、最新でございますが、9月時点で20人

の待機児童が出ております。また、4月時点、年度頭のここ3年間の待機児童の推移でございますが、4月1日現在で見ますと、平成29年度が5人、平成30年度が5人、平成31年度が5人という形で同数で推移をしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） これは湖西市の幼児教育・保育をする定員と待っている人の差がこの人数だという理解でよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

各保育園で当然まだ歳児によってはあいてる部分がございます。しかしながら、入所待ちと言われる御家庭の皆さんは、やはり特定の、例えば鷺津保育園でないと通勤の都合上だめだよとか、それぞれ皆さん、家庭の事情で特定の保育園に行きたいと。でするので、あいてる保育園があってもちょっとそちらの保育園は、というような方が大体入所待ちというような形になってまいりますので、入所待ちの御家庭につきましては、ある程度保育に余裕があってもなかなかそちらには行けていないと。待機児童につきましては、4月の時点では今5人というお話をしたんですが、待機児童につきましては実際にもう新たなお仕事につかれてても、なかなか保育園のほうへまだ入れていないという方が、待機児童という扱いになってございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） ちょっと一部でことしの4月には60人くらい、要は希望に沿えない人も含めての数は、60人の子供さんが、第一希望ではない、家庭でおじいちゃん、おばあちゃんに見てもらっているとか、何らかの形で待っているという話も聞きましたので、やはり市民のニーズに応えていける環境整備をしてもらいたいなとは思っています。質を高めることはもちろんですし、2018年にアンケートを行った国立社会保障・人口問題研究所というところの調査報告だと、やはり親に預けるよりも保育施設に預けたいというのが、8ポイントも上がって、42%の人がそのように、若い人たちは今思っている。親に預けるよりもという、そういう動向もあります。

それとあと一つ懸念するところが、先週か十日ぐらい前か、今、一つの保育園が来年の4月の入園までは受け付けるけれども、再来年の4月から入園を断って、行く行くは五、六年後に閉園していくという定員90人の園もあるということで、ちょっと確認もしましたけれども、園長先生に。そこら辺のことも浮上してきたもんですから、この通告の後でしたけれども。その辺の心配は、新たにこども園化していく2園があり、真愛さんもまたこども園をつくるというところで、足りるという計算ですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

御相談を、先ほど議員のおっしゃられた閉園の関係の保育園のことですが、当然、市のほうも御相談は受けております。しかしながら、今言われたように受け入れ自体はちょっと中止するけども、現在いるお子さんたちはその時点でほかの園に転園ということではなくて、そのまま皆さんが御卒業するまでは園のほうは運営しますよというようなお話をいただいておりますので、すぐに需要が一気に高まるということではないと。それからあと、2号、3号の定員でございますが、令和2年度につきましても、新居幼稚園のほうは119人、それから真愛三ツ谷こども園のほうで90人、209人というような形で定員がふえてまいります。また、岡崎幼稚園のほうも令和3年度には93人という形で、大分受け入れの数がふえてまいりますので、本市の計画上の待機児童の受け入れについては、余裕が出てくるものと、数字上では考えております。ただ、先ほど言いましたように、特定の園を希望する方もございますので、その辺については御相談をしながら対応のほうしていきたいように考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 市長。

○市長（影山剛士） 補足というか、今の教育委員会からの答弁のとおりなんですけれども、最初の御質問の中で、県唯一だとか、報道等で取り上げられたというのは、僕もいろんなところに聞きましたけれども、逆にやりたくても、この条例を制定したくてもできない自治体がほとんどだというのが実態だ

というのが、結構、もちろんこの保育需要というか、待機児童だとか入所待ちも含めてもちろんなくすのが理想だし、そうありたいと今一生懸命、新居だとか岡崎のこども園化等々、あと民間保育園等々もつくっていただいている、加速してるわけですけども、実態として今、湖西市内には認可外でも全部国の基準を満たしていて、逆にほかのところで、満たしていないんだけど、今既にそういった保育園として運営されているし、入っているお子さんがいらっしゃるから、今この条例をほかのそういった例えば東京の新宿歌舞伎町の夜間保育園とか、仮に基準を満たしていなくても、そういったところでこういった条例をつくってしまうと、そういったところが無償化できなくなってしまうというようなところで、条例化したくてもできないという自治体の事情は聞きましたし、逆に東京なんか保育園運営されている知り合いなんかから、こういうような先進的な自治体、条例を定めるという自治体があるということも、逆に向こうのほうで、東京のほうで広めていただいと、今回の新聞報道ですね、ということも聞きましたので、あえてこれは、当然さっきの教育委員会の保育の需要というものは見込んでやっていかなければなりませんけれども、質が伴わなければ元も子もないと思っていますので、そこは質を確保した上でこういった認定こども園だとか、それをふやしていく、保育の受け皿を確保していくのが重要だと思っていますし、この報道をした記者さんに聞いたら、報道を出すに当たっても、社内ですごく、社内の女性の記者さんとかから、こういった、どちらかという、県内唯一なのか全国でどれくらいあるのかまではわかりませんが、保育の質を優先するということに関して、女性の働き手の方からは賛同の声が多かったということを知っていますので、そこはまずはやはり質の確保なんだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 私も質がよいことには大賛成で、むしろ湖西市の誇りだと思いますよ、こういう条例が制定できるということは。ただ、本当にその閉園にという、ちょっと話がそれてしまうかわかりま

せんけど、園長先生とも話をしたときに、なかなか出生率がふえてこないところで、やはり運営はというようなお話とか、それぞれの地域の地域の子たちが少なくなっているという現状とかいろいろな実態もお聞きしまして、これだけ209足す93人分、約300人ぐらいが、今後2号、3号もふえていくということであれば、安心かなと思います。爆発的に移住・定住が進んで、子供がふえるということも早々見込まれないかなと思いますし、いずれにしても経過措置も国の基準以下でも無償になるのは5年でありますし、そこら辺の爆発的にふえないだろうなどは思いますけれども、ちょっと閉園のこともありましたのでお聞きしました。

ただ、本当に認可外で児童虐待とかそういうことも耳にしておりますので、そういうことのない湖西市だということは、誇れることだと思っております。

数的なことははっきりお聞きしましたので、了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 11番 吉田建二です。さきの同僚議員の質疑によって、その答弁で大方のことを理解させていただきましたので、私のほうからは数点確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

1番目の入所待ちの児童は何人いるかということですけど、これについては入所待ちが20人、待機児童が5人というように理解いたしますけども、そのようなことでよろしいでしょうか。確認させてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

まず、入所待ち児童でございますが、こちらは入所を希望しているけれども、まだ入所できていない児童の全体数でございますので、これにつきましてはは

幼稚園から保育園への転園や別の保育園への転園、それからこども園の幼稚園部から保育園部への転園を含めて、9月現在、現在希望している方は99名ございます。

内訳につきましては、5歳児が1人、4歳児が5人、3歳児が18人、2歳児が19人、1歳児が42人、ゼロ歳児が14人でございます。これが9月時点での数字でございます。

なお、入所待ち児童のうち、保護者が求職活動中であつたり、特定の保育園のみ希望している場合は、数に含めないなどの国の定義に基づき算出する待機児童でございますが、これが9月時点で20人となっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 大変よくわかりました。先ほど私聞いてたんですけども、5人というのは4月1日現在での待機児童ということで、よくわかりました。

2番目の質問、お願いいたします。

今回、保育の無償化が実施されたときに、この入所希望者というのですか、入所待ちのそういう子供が今後どれだけふえていくだろうかということがちょっと心配されるわけですけども、そういうような子供は新たに生じてこないでしょうか。その点、どんなぐあいに見込んでいるか、お尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

4月時点での保育園・こども園への入所申し込みで比較いたしますと、昨年度は179人でしたが、今年度は203人と約13%増加しております。特に2歳児と3歳児においては47人から78人と約66%も増加しており、これにつきましては無償化の影響が大きいものと考えられております。

待機児童や入所待ち児童への対策につきましては、現在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画による保育の量の見込みと確保の内容に基づいて進めてまいります。新居幼稚園と岡崎幼稚園のこども園化と新設の真愛三ツ谷こども園により、相当数の入所希望に対応できるものと考えております。

ただし、特定の施設や既に定員に達している施設

だけを希望したり、受け入れができる施設は希望しない方がおられますので、入所待ち児童がなくなるということは、当面はないものとは認識はしております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 4月の時点でということですけども、179人が203人に13%ふえ、しかも2歳、3歳児においては非常にその増加が多いということです。今回、無償化になって、入所待ちの子がさらにふえてくるというようなことになると、そこら辺どうなのかなということですけども、一応そこら辺が見込まれてるというように今踏んでるというように理解いたしました。

3番目の質問、お願いいたします。

入所待ちを解消していくためには、国の保育基準を満たさない保育施設も無償化の対象に含めて、今後経過措置の5年間の間で基準を満たすように指導していくことは検討されたのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

これは何かといいますと、国の基準を満たした保育施設をとということでいくと、それだけ保育施設を提供、市民の皆さんに提供していくことができにくいということで、基準を満たさないような保育施設でも、まず暫定的にそこで子供さんをお預かりして、5年間の間に基準を満たした保育にもっていくようにしていくと。今のお話の中でいくと、新居だとか岡崎の保育園、また真愛保育園等において、今後増築、保育の定数の拡大を計画してるということですので、そこら辺のバランスをとりながら一時的に保育基準を満たさないようなそういうような施設でもというようなことは検討されなかったのかどうか、そこら辺についてちょっと経過をお話ししていただきたいと思っております。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

入所待ち児童への対策として、保育や人員、設備の質について、一定の水準を満たしていない施設の設置を認めることも一つの方法ではありますが、子供たちを安全かつ安心して預けられる施設として、設置当初から国の基準以上のものを求めていくこと

のほうが、子供を預ける保護者にとっては優先される事項であると考えました。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたように、認可の施設よりもこちらの認可外の保育園のほうの基準は緩やかなものとなっておりますことから、設置の折には、こちらのほうから指導いたしまして、設置当初から国の基準を満たすようお願いをしていくというようなことをしていこうということで検討いたしました。

また、国の基準を満たしていない状態がやはり最長で5年間続くという状況を考えますと、やはり安全安心のための保育の質の確保を優先するということから、本条例を制定して、経過措置期間中においても国の基準を満たすべく施設となるように制定したいという結論に至りました。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 最後、安心安全を優先して、行政としては考えていきたいというような説明いただき、それについては納得をいたします。

最後4点目、お願いいたします。

保育所へ入所を希望される父兄にとって、保育の質、もちろん基準を満たしたものを希望されると思いますけども、でも、とにかく預かってほしいんだよ、そうでないと自分がいろいろ仕事やったりいろいろするために非常に支障があるので、ぜひとにかく預かってほしい、こう考えてるか、そこら辺の保護者の気持ちとかそういうものについては何か把握された経過があるのか、あるいはアンケートをとるか、そういうようなことはどんなぐあいだったか、そこらについての検討の状況についての説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

保育園やこども園への入園の相談に来られる保護者の中には、あらかじめ園のほうを見学し、保育内容や施設を確認される方が一方で、認可保育園であればどこでもよいという方もおられます。

窓口では、なるべく園の見学をしていただくよう案内しておりますが、どこでもよいという方であっても、市が案内する施設は全て認可施設であって、

一定の保育の質が確保されていることを前提として入園の相談に来られているということを認識しております。

入所待ち児童につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新居幼稚園と岡崎幼稚園のこども園化、新設の真愛三ツ谷こども園とで相当数の解消はできるものと考えております。

また、県による指導監査のほか、認可・認可外を問わず定期的に全ての施設を見させていただいておりますので、保育の質が確保されるよう、今後も注視をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） よくわかりました。了解いたします。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上でございます。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第55号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第56号 湖西市立認定こども園条例制定についてを議題といたし

ます。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第57号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

本件は議案第56号と一括議題のため、討論及び採決については最終日に行います。

○議長（加藤弘己） 日程第5 議案第58号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに18番 二橋益良君の発言を許します。18番 二橋益良君。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第58号について、質疑を行います。

この議案の第3条の別表に記載してありますように、利用者負担額に関する条例の別表でありますけれども、同一の世帯に属する者について、同居の婚姻状況でない者の対象はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

保育料は、原則として園児の父母の収入から算出された市民税所得割額をもとに算定しておりますが、同居の婚姻状況でない方がいるケースとして、2つのパターンが考えられます。

1つ目は、父母が婚姻関係を解消したが同居している場合で、これは園児とその実父母が同居している状態であるため、婚姻関係を解消する前と同様に父母の市民税所得割額をもとに保育料を算定いたします。

2つ目は、ひとり親世帯の家庭に、園児と血縁関係がない、いわゆる内縁関係の方が同居している場合で、この場合は園児と同居する実の父または母の市民税所得割額のみをもとに保育料を算定し、内縁関係の方の分は含みません。

なお、この取り扱いにつきましては、保育料に関する国のQアンドAのほうで定められているものであります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） 基本的にはそれでいいわけですが、最近よくそうした関係にない、同居してる状況が多数あって、あるいは事件にもいろいろなってますけれども、基本的に福祉法では、同一家族というか、家計を一つにしてるとというのが原則になってると思うんです。中には家計を一つにしてないということになりますと、所得割の合算状況でないというのが生まれてしまうと。こういうことでの規定とか、あるいは細かい規則などないと、そこら辺の限定がはかれないんじゃないかなとそんなふう思うんですけども、どうですかね。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 議員おっしゃられるとおり、福祉のほうの算定の基準と、こちらの今回の保育料の算定の基準が、ちょっと異なっているということは、私どもの担当のほうも調べまして、ちょっとわかりにくいねというようなことは言っております。なかなかこの辺のことを広く周知するというのはなかなか難しいんですが、折を見て、なるべくわかりやすいような形で周知のほうも考えていく必要

があるのかなというようには考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 二橋益良君。

○18番（二橋益良） いずれにいたしましても、日本国というのは法のもとでの平等ということが基本になっております。しかしながら、福祉法とこうした現場対応が行き違っていると、そこには大きな問題が出てくると思うんです。逆に、この作業をやる現場の職員に関しましても、そこら辺の懸念があるのではないかなという心配をもって今質問をしたわけでございますので、そこら辺はひとつ何らかの方法で規制をかけるなり、あるいは何らかの方法で調査するなり、その上での結果であればよいがとそんなふうに思いますので、ぜひそこら辺を御検討願いたいとそんなふうに思います。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、18番 二橋益良君の質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。通告に従いまして質疑を行わせていただきます。

議案第58号に関してであります。まず通告にありますように、副食費免除に関する保護者へのお知らせは、どのように行うのか、お伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

副食費の免除のほか、保育料の無償化や幼稚園の預かり保育料の免除に関するチラシを、9月上旬に各施設から保護者の方へ配布をして周知しております。

また、副食費の免除対象者には、このチラシとは別ものをさらに個別に通知し、周知をいたします。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） こういった中で、広域入所の方にはどういった案内をされるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

広域入所といいますと、市外の施設のほうだと思っておりますが、当然そちらの施設のほうからも今言った大きな保育料の無償化とか、そういったことについては当然周知はされているものと思います。

また、給食費の今言った副食費の免除とかそういったことについては、そちらの園のほうとも、私どものほうと十分いつも保育料についても今までも調整をしておりますので、そういったことでそちらの方にももちろん通知のほうは差し上げるという形でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

そうしますと、まず広域入所を利用されている方たちは、皆さん全て認可施設を利用されているということによろしいですか。そういった確認もされているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

市のほうは、認可外の施設に行かれてるという状況はなかなか把握、連絡がどこから来るという形ではないものですから、認可外の施設のほうに行かれてしまってるというのはなかなか把握はできないんですが、今行かれてる方でうちが把握してるのは認可施設です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 湖西市から広域を利用されている方は、とりあえず現時点は皆さん認可施設の利用者であるということですね。

自治体が違えば先ほどありましたように5年間の猶予を認めるというような施設を利用していても、それはその自治体が認めていれば、湖西の子がその広域の施設を利用していても、無償化にはなっていくということによろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

その点についても確認しましたところ、そちらの市のほうで、広域のほうで認可外、そちらの市のほうでは先ほど言った条例のほう制定した場合、そこに行った場合ということだと思っておりますが、湖西市

の方がそちらの認可外のほうの施設に行かれた場合には、私どもの条例のほうが適用になるということで、保育料のほうの無償化にはならないというように回答を得ております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。その点、まず確認できました。

それから、保育料も含めていろいろ皆さんに案内をしていっているということでございましたけども、そういった誤りなどのチェック体制はどのようになっているのでしょうか。金額に誤りがあるとか、ないかもしれませんが、そういったことに対して何かチェック体制はあるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） もちろん、誤りがないということを前提に日々作業はしておりますが、担当のほうでその辺はしっかりとチェックをしておりますので、間違いがあったらと言われますと、なかなか間違いのほうはふだんは余り想定はしておりませんので。ただし何かあった場合には、すぐに対応できるような体制は整えておりますので、その辺はしっかりと対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 本当に間違いがあってはいけないですけども、やはりそれぞれの園で対応したりしていくということもありますので、そこら辺もちょっと心配になりましたし、先日のお答えの中でたしか未納対応も全て園に任せていくということでもよろしかったですか。督促とか、電話をしたりとか、臨戸訪問して未納を防いでいくという御答弁があったように思うんですけども、そういったことも含めて全て園のほうで責任をもってやっていただくという、そういうことでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 園だけでなく、今後、給食の関係なんかは今回補正で出してもらってる一般会計のほうへ当然処理のほうするようになるものですから、当然市のほうの課のほうで、その辺は全て把握しておりますので、保育料についても、現在

も担当の職員のほうが回って対応して、臨戸訪問等しておりますので、これは園のほうの先生方とあと市のほうの担当者と、これ一体となって現在も対応しておりますので、園のほうだけに任せてるという状況ではございません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

それから、済みません、認可外の施設を利用されている方の保育料また給食費、いろいろ全て無料に、給食費はごめんなさい、徴収されますけども、保育料等は無償になるのでしょうか。認可外を利用されている方。自治体によっては何か上限があったりするところもあるみたいなんですけども、湖西市内では認可外施設を利用されている方については、皆さん無料ですよ、全員無料ですよという案内が出されているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

議員言われるところの認可外といいますと、本市に4つある各事業所内の保育所と思われませんが、一応上限がございまして、全てその上限内であると思われまして、無償化の対象にはなるというふうに現在調整はしております。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 上限額、保育料の上限額が設定されているということなんでしょうか。給食費は7,500円とありましたね。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 要は国・県といいますか、無償化の対象となる金額、要は補助する金額のほうの上限が決められておりますが、各施設の保育料というのは当然それ以内ですので、上限額には行っておりませんので、無償化の対象になると、そういうことでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 無償化になっていくということで理解しました。

もう一点確認させていただきたいんですけども、ゼロー2、先ほども随分大勢のゼロー2の対象児がいますよというお話でしたけども、住民税非課税世

帯のみが対象になっていると思うんですけども、非課税世帯以外の方については、湖西市は何か検討はされたのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

非課税世帯以外への対応という、特にそれ以外の新しい対応ということについては、現在まだ考えておりません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そこ、確認できましたので、ありがとうございます。以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第58号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第59号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はあり

ません。ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第59号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第60号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第60号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第61号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。議案61号について、3点ほど通告をさせていただいておりますので、順番にお伺いしたいと思います。

今回の条例改正なんですけれども、対象となる建築物がどのようなものか、説明を求めます。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。登壇して答弁をお願いいたします。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

法律の改正による対象の変更はなく、建物用途については住宅、店舗、事務所、工場など、いずれも制度の対象となるものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） よくわかりました。住宅、店舗も含んで、工場もということなんですけれども、次の質問に。

2点目の認定を受けた場合のメリットはということなんですけれども、住宅というと、一般的に複数棟建てられるような住宅というのはなかなか珍しいかなと思っていて、マンションですとか、アパートの類いのものなのか、具体的に言うとコージェネレーションの設備を有したような集合住宅なのかなというふうに思うんですけれども、認定を受けた場合のメリットについてお伺いしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

法律の改正前も、省エネの誘導基準に適合する建物を建築する場合は、省エネ設備の設置スペースに

ついて容積率の緩和が適用されていたものですが、単体の建物を想定した制度でございました。

今回の法律の改正によりまして、複数の建物を連携した省エネへの取り組みが可能となり、省エネ設備が集約される設置スペースについて、容積率の緩和が適用されるようになるものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 少し確認をしたいんですけども、容積率の緩和がメリットだよということなんですけれども、建物がマンションですとか、そういったものの全体の容積率の緩和というふうに受け取っていいんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

建物その1棟、1棟に対する容積率の緩和になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ちょっと聞き方が下手くそなんで、済みません。1棟丸ごとということですと、例えば5階建てのマンションを建てますといったときに、そのマンション全体の容積率の緩和になるということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

マンションの1棟にかかるんですけれども、今回設置される省エネ機器のスペース分だけが容積率の緩和になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 再度確認ですけれども、コージェネレーションですとか、そういう熱交換するような施設が入っているスペースだけの容積率の緩和ということではよろしいでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） そのとおりでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ということは、余り施主さんにとって、我々、マンションなかなか建てることはないんですけども、大きなメリットはないような気が

します。済みません。

では最後、3つ目行きます。

そうはいつでも施主さんについてのメリット、容積率が緩和されるということなんですけれども、そういった企業含む、施主さんに対してですね、市民に対してどのように今回の条例改正について広報を行っていくのか、伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

この申請については、業者が代理で行う専門的な手続となりますので、一般の市民の方への周知は予定しておりません。ただし、業者のほうの説明については、国による説明会や専門書による解説が行われるとともに、県からは建築士会などを通じて周知が行われると聞いております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） わかりました。静岡県であれば県から、プラントの設計事務所等々に通知をされるということまで理解できました。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第61号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。暫時休憩いたします。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第9 議案第62号 新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。議案第62号について、お伺いいたします。

年間パスポート料の1,000円の算出根拠とパスポートの形、色とか形とか大きさとか材質、そのようなもの特徴を伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

年間パスポートでございますが、大人1,000円としたのは、共通入館券1回分の金額が500円であり、2回以上来ていただくことを想定し、設定をいたしました。2回以上というのは、大きな企画展が夏と冬の2回程度実施していること、また近隣市町施設のパスポートが単券の2回から3回程度の設定であるということからでございます。

パスポートの形でございますが、カラー刷りで名刺サイズで、氏名・顔写真を表記し、紙に印刷したものをラミネートフィルム加工を行います。特徴としましては、お財布に入るサイズで裏面に関所の写真を印刷する予定でございます。おおむねこの我々がつけている名札、こういった感じの形になるということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 1,000円の算出根拠については理解できました。

そして、パスポートの形のことで1つお伺いしたのは、顔写真をとられたんですけど、それは個人でやるのか、どういうふうにやるのか教えてください。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

窓口で、そういった御希望がありましたら、その窓口ですぐに写真を撮って、それをパソコンのほうで加工して、こういった名札のような形につくっていくと。そのお客様が関所の中を1周回ってくる間ぐらいには処理を終わらせて、ラミネートでパウチしてお渡しできるというようなことを現在計画しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） お財布にも入る形で、いつでも手軽にそのパスポート券を使って関所等を見ることができるということは、本当に手軽でいいことだなと思います。

近隣市町もそのようなことをされていて、やはりそういうことをすることによって、利用者さんの数というのはやはりふえてきているのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

実際、数の推移というのはちょっと我々も把握はしておらないんですが、我々が今までに行ったアンケート、史料館の来場者アンケートを見ますと、約80%の方が初めて関所に来たよということで、リピーターというのが非常に少ないというのが傾向でございます。ですので我々としては、いかに2回目に来ていただけるかというところを重視したのと、あとやはりお知り合いをどんどん関所のほうに連れてきていただきたい。親戚の方とかお友達を連れてきていただきたいという願いを込めて今回パスポートをつくったものですから、そのような形で御利用いただきたいなと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） よくわかりました。

もう一点確認ですが、このパスポート券は例えば10月1日に私がやったとするじゃないですか。そうすると来年の9月30日までだよというふうに、その期限というのはちゃんと記入する欄があるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

今議員おっしゃられたように、そのような日に入力して、パスポート券を御購入された日から翌年の、購入された日の前日といたしますか、10月1日だったら9月30日という形で記載をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） 湖西市の唯一の観光名所になるので、私が思っているので、このパスポートが思い出の品になるようなものになってほしいなとは思っていました。またよろしく願いいたします。以上で質疑を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第62号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第63号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。議案63号につきまして、通告に従いまして質疑を行います。

まず1点目といたしまして、連携施設の確保をしないことができると改正しようとされておりますが、利用者にとっての影響をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。登壇して答弁をお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

小規模保育事業所などの地域型保育事業所は、2歳児で卒園となるため、3歳児の受け入れ先となる連携施設を設定することが規定されていますが、今回の国の改正で経過措置期間が5年から10年に延長され、令和7年3月31日までに連携施設の設定を行えばよいこととなります。

現在、本市には小規模保育事業所が1園ありますが、現時点では連携施設は設定されておられません。

市といたしましては、3歳児が別の園に移る際は、入所枠がある園へ優先的に移ることができるように入園調整を行い、保護者が預け先に困ることがないように対応いたしますので、経過措置期間が延長したことによる影響そのものはないものと認識しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 3歳になったときに、次の施設へ移りたいときに市が優先的に御案内を申し上げるということですが、これ、やはり連携施設を持っておいていただくほうが利用者にとっては安心性が高いと思うんですね。3歳になったときって、これから本当に無償化に伴ってニーズが高まっていく中で、現在、家庭的保育を利用されている方たち

にとっては多少なりとも不安があるんじゃないかなと思うんです。市が本当に責任を持って優先的、だって枠に余裕があればということですけども、本当にここってお約束できることなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

もちろん、議員おっしゃられるとおり、連携施設があったほうが保護者の方も御安心されるし、預けやすいということは、これは当然のことだと思います。実際に市のほうがあっせんするということはなかなかできないものですから、その小規模事業所さんが独自に連携施設を探していただくという形にはなるんですが、なかなか、本市だけにかかわらず、どこもなかなか見つけにくいというのが現状です。

ただ、そういった中で影響がないように、小規模保育事業所の卒園児ですよということで、点数等も保育園の入所待ちの順番つけたりするのと同じように、そのポイントでカバーする中で、優先的にそういった連携施設ではない施設でも受け入れていただけるように、順番づけでは上位のほうに行くような形で調整はしておりますので、また、入園される保護者の方にも一応、当然不安があると思いますので、担当のほうで、また園のほうでも一応そういった形で不安にならないように3歳児でも基本的には受け入れができますよという形で説明のほうはしておりますので、今後もそのような形で不安がないように対応していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そもそも、今回これ、改正する本来の大もとの目的は何なんでしょうか。連携施設を持たないことができる、次の質問にも何で5年を10年に改めようというところと連携してくると思いますので、含めてお答えいただければと思います。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 2番目の質問ということで承りますが、平成30年4月1日時点での内閣府の調査、これによりますと、連携施設を設定している地域型保育事業所は全体のまだ46%にすぎないため、国は経過措置期間を5年から10年に延長したという

こととございます。

本市におきましても、本条例により平成27年度から5年間の経過措置が設けられているため、連携施設の設定がなくても事業が開始できるということになっております。今年度から1園の小規模保育事業所が運営を開始しております。

連携施設は事業主が探し設定するものでありますが、3歳児を受け入れてくれる施設を見つけることに大変苦慮しているというふうに事業主様からは伺っております。

今般、延長しないこととした場合、小規模保育事業所の運営に支障を来すおそれがあり、在園しているお子様や保護者の皆様への影響が大きいことから、国の制度に沿って経過措置期間の延長を行うというものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

最終的にどうか、私の考えですと、やはり小規模保育事業所を使いたいという保護者に対しては、今そういったゼロから2歳で3歳のときにはあいている園があれば優先的に御案内しますよとそういった辺をしっかりと御説明をしていただいて御利用いただくことしか現在できないのかなということが確認できました。わかりました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第63号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第11 議案第64号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第64号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第65号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番(楠 浩幸) 9番 楠 浩幸でございます。議案65号について、3点通告をさせていただいておりますので、1つ目から伺いたいと思います。

本来、できれば使いたくないような制度ではありますが、災害援護資金の利用対象となる条件を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。登壇して答弁をお願いします。

[健康福祉部長 竹上 弘登壇]

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

今回の条例改正におきまして、主な変更点は3点ございます。

1点目につきましては、今までは保証人が必ず必要だったのが、保証人を立てるかどうか、申請者が選択できるようになりました。

2点目は、返済時の償還利率が年3%の固定だったのが、保証人ありは無利子、保証人なしは年1%に変更しました。

3点目でございますが、償還方法が年賦償還、半年賦償還にさらに月賦償還が追加されました。

対象となる条件ですが、災害救助法等で定める災害により被害を受けた世帯で、世帯員収入の合計額が政令で定める基準額以下の場合に支給対象となります。

また、貸付金の限度額については、世帯主に1カ月を超える療養が必要な負傷があるか、家財に大きな損害があるか、住居が全壊・半壊・流出等しているかなどを判断基準として決定されます。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 大きなメリットはありそうなんですけれども、この災害救助法の適用を受けた場合に、この制度が利用できるよということなんですけれども、どの程度の災害ですかね、湖西市内でも時折台風の被害ですとかで屋根が飛んだりだとか、全壊というのは余り聞いたことはないんですけども、どの程度の災害が発生したときにこういった法が適用される、ちょっと勉強のために伺いたいと思います。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えいたします。

どの程度の災害かというのは、まだ湖西市につきましては、まだそういった経験がないものですから、ちょっとなかなかお答えしにくいんですが、さきの震災を参考にしまして、実際に起きたときには対応できるような形で事例等を参考にして勉強してまいりたいと思ってます。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 市のほうから通達ですね、この適用になるよということが通達されるとは思うんですけども、では2つ目の質問に入りたいと思います。

実際に適用を受けた場合の申請の方法というのは、どのようにすればよろしいでしょうか。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えします。

対象となる大規模災害が発生した際は、市が受付窓口を設置し、そこで申請を行ってもらうように考えております。

災害援護資金貸付は申請後に被害がどのくらいだったかという調査を行うこととなりますので、まずは必要書類を提出していただくようになるかと思えます。

なお、申請につきましては、災害発生日の翌月1日から起算して3カ月が経過するまでと、申請期限が設定されています。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 具体的には窓口はどちらにお伺いすればよろしいですか。もし今発生をしたというとき。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) 今の段階では地域福祉課になろうかと思えます。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 地域福祉課に行けば、所定の書類が用意されて、それで申請をすればよろしいということでしょうか。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) そのように考えております。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) おおむねわかりました。

最後の質問です。今、私と健康福祉部長のやりとりの中で手続と申しますか、フローが見えてきたと思うんですけども、こういった制度について、市民の方にどのように広報を図っていかれるのか、伺いたいと思います。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) お答えします。

通常時は、当条例のほか、国や県にも被災者再建支援法による支援を初め、いろいろな被災者救済制度がありますので、現時点のところでは広報は特に考えておりません。

実際は、発災後に広報は必要になるかと思いますので、発災後の具体的な広報の方法としましては、各避難所にこういった制度があるという周知を掲示とか、自主防災組織への周知を依頼する。あと相談支援窓口の設置等を予定しております。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 発災後に広報していくということなんですけども、それまでの庁内の準備なんかはされるのでしょうか。いつあるかわからないというような状況です。

○議長(加藤弘己) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(竹上 弘) 庁内の対応につきましても、こういった発災が出たときにはこういった対応しなければいけないということはマニュアル化して、準備のほう進めておきたいと思っております。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) マニュアル化して、人がかわってもちゃんと対応できるようにしておいていただきたいなと思っております。質問を終わります。

○議長(加藤弘己) 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第65号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(加藤弘己) 挙手全員であります。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長(加藤弘己) 日程第13 議案第66号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤弘己) 以上で討論を終わります。

それでは議案第66号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(加藤弘己) 挙手全員であります。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長(加藤弘己) 日程第14 議案第67号 湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題

といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第67号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第68号 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸です。たびたび済みません。議案第68号について、3点通告しております。

1点目、今回、条例一部改正ということなんですけれども、機能別団員という文言があったわけなんですけれども、この機能別団員とはどのような任務なのかお伺いをしたいと思います。よろしくお願います。

○議長（加藤弘己） 消防長。登壇して答弁をお願いします。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

機能別団員は、平日の昼間を中心に不足する消防力を補完するため、農業や自営業者等、地元で働いている消防団経験者に再入団を依頼し活動してもらう制度で、地元の火災や風水害等の対応が主な任務となります。

実践的な訓練を除き、基本団員が行っている規律訓練やポンプ操法、行事には原則として参加いたしません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 昼間の消防力を確保するということなんですけども、実際に任務に当たられる方については、初期消火ですとか、いろんな消防団の役割があるかと思えますけれども、通常の団員と同じように任務に当たっていただくということではよろしかったでしょうか。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えいたします。

機能別団員は、基本団員を5年以上経験して、かつ班長以上の階級を経験して退団した方をお願いするというので、各分団が適格と認める者を任用して、任期を1年単位で更新していくということで実施しておりまして、分団長のもとで実施をしていただくと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 恐らく2問目の質問にお答えいただいたと思うんですけども、実務として、どのような実務をしていただくのかということ、ただ一般の基本の団員さんと分け隔てなく、同じ実務をやっていただくかどうかということだけ確認をさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

機能別団員の活動内容でございますが、基本団員とは異なりまして、実災害のほか、入退団式とか消防出初式等の行事、あと機関員訓練、放水訓練、総合防災訓練、こういった訓練に実施していただくということで、訓練回数等は基本団員と比べると3分の1から4分の1少ないというような感じの機能別

団員として捉えております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） どうも聞き方が下手くそで済みません。実際に火災が発災したときですとか、有事のときに実務として、消防活動ですとか、監視をしていただくとか、基本団員と変わらない実務をやっているのかどうかを聞きたかったんです。済みません。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えいたします。

実災害のみに出動していただくということで、訓練等は、ある一定の行事等は出ますけれども、出ないということになっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 実務だけをやっていただくという役割というふうに認識をしました。

では、2つ目の質問に移りたいと思います。

この機能別団員なんですけれども、先ほどいろいろと御説明いただきましたけれども、班長経験者ですとかというようなことなんですけれども、その人選、それから任命についてはどのように行うのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えいたします。

平日の昼間でも災害対応可能で、条例で定める任用条件を満たす消防団経験者を分団単位で勧誘し、市長の承認を得て、消防団長が任命を行います。

任用は、市内に在住・在勤で、志操堅固かつ身体強健な者が条件となります。分団における機能別団員の人数は、各分団の団員数に応じて異なりますが、3人から5人を上限といたします。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 各分団単位で、分団長が人を、経験者、先輩方から人選をする。その責任については各分団にお任せをするということによろしいですか。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えいたします。

それぞれの分団で、機関員が欲しかったりとか、

困っているところが少し違ったりもします。そういったことで、それぞれの分団にまずお任せして、機能別団員というのを、基本は基本団員をまず集めていただくというのが大原則なんですけども、そういった中でどうしてもという場合は、機能別団員ということで、その分団ごとで困っている要件を満たすようなということでお願いしたいと考えております。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 分団長さん大変だなと思いつつも、しっかりやっていただくように思います。

3つ目の最後の質問です。機能別団員の処遇について、少しお伺いをしたいと思います。どのようになるのかです。お願いします。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

災害対応等、分団長の指揮下で活動することを原則とするため、階級は団員という階級で統一し、任期は1年ごとの更新となります。

また、年間の報酬額は、基本団員の3万6,500円に対しまして、訓練、行事等への参加機会が少ないため、1万円となります。そのほか、出動手当、公務災害、退職報償金は、基本団員と同額であり、変更はございません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） よくわかりました。団員の一人として活躍をしていただくということで理解ができました。質問終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて15番 馬場 衛君の発言を許します。15番 馬場 衛君。

〔15番 馬場 衛登壇〕

○15番（馬場 衛） 15番 馬場 衛です。さきの質問で、活動についてはほぼ理解をさせていただきました。通告にありますように、定数について、現条例にある定数の範囲だと思いますが、条例定数についてと、この機能別団員の定数をどのように理解したらいいか教えていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 消防長。登壇して答弁をお願いいたします。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

機能別団員の定数ですが、全団員を含めましての定数でございますが、条例定数の387人のままで、湖西市消防団の組織等に関する規則、別表第2に定める各分団の定数も変更等はございません。今後、湖西市消防団機能別団員の任務、身分等に関する要綱を作成し、機能別団員数は各分団の定数に応じて、先ほども申しましたけども、上限を3人から5人とし、基本団員と機能別団員の合計が各分団の定数となるように実施していく予定でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

○15番（馬場 衛） 活動、また定数についても理解をさせていただきました。

各分団で最小限必要となるところで、先ほど言われたように、機関員なり、そういったところで分団によってはなかなか出てこれない、通常のとくに日常勤務で仕事で出れない、そこを補完するという意味で理解をさせていただきました。

ただもう一点だけ確認させていただきたいのが、現在、要綱の中で支援団員がおられると思うんですが、そこと今回の機能別団員とについて、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（加藤弘己） 消防長。

○消防長（杉浦昌司） お答えします。

災害支援団員という要綱が、平成18年、旧新居町消防団のときにございました。合併に伴いまして、湖西市消防団の災害支援団員の要綱ということで引き継がれました。そんな中で、この時点ではサラリーマン化もまださほど進んでないということもありまして、現在、サラリーマン化が83%以上となっております。それと免許改正等にもよりまして、そういったことから今回、あと総務省消防庁が示す機能別団員という名称に改めさせていただいて、今後統一させてもらって進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 馬場 衛君。

○15番（馬場 衛） 支援団員、今回は機能別団員にかわるという、しっかりした条例の中で制定して

いくということで理解させていただくと。ありがとうございました。終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、15番 馬場 衛君の質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

〔13番 竹内祐子登壇〕

○13番（竹内祐子） 13番 竹内祐子です。議案第68号、皆さんの伺ったところをもう一度確認させていただきます。

機能別団員はどのような人を何人募集するのか。機能別団員の年齢制限はあるのか。機能別団員の訓練内容は。報酬年額1万円の算出根拠は。近隣市町においても活用されているのか。一括して御答弁お願いいたします。

○議長（加藤弘己） 消防長。登壇して答弁をお願いします。

〔消防長 杉浦昌司登壇〕

○消防長（杉浦昌司） お答えさせていただきます。

機能別団員は、平日の昼間を中心に不足する消防力を補完するため、農業や自営業者等、地元で働いている消防団経験者を分団単位で、各分団の実情に応じて勧誘します。人員は、各分団の定数に応じて上限が3人から5人で、基本団員と機能別団員の合計が各分団の定数となります。

次に年齢制限でございますが、年齢の上限はありません。しかし、知識や経験が豊富で、災害対応を行える方となっております。

次に訓練内容は、放水や機関員訓練等の実践的な訓練については参加していただきますが、基本団員が行う規律訓練やポンプ操法等の訓練は基本的に参加いたしません。

あと報酬の関係でございますが、先ほども申しましたように、訓練等、参加する機会が少ないということで、1万円の算出となっております。

また、近隣市町におきましても活用されておりますのでございますが、県内8消防団で活用されておまして、それぞれの消防団で活用の度合いは違いますが、一応実災害ということで活用しております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。何にしても消防団の人員確保が大前提となると思いますので、これからもいろんな方法でやっていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第68号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで昼の休憩をとりたいと思います。再開は午後1時とします。よろしくお願ひします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第16 議案第69号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに、10番 佐原佳美さんの発言を許します。10番 佐原佳美さん。

〔10番 佐原佳美登壇〕

○10番（佐原佳美） よろしくお願ひします。10番

佐原佳美です。議案第69号 一般会計補正予算です、今年度の。

交通安全対策費についてお伺いいたします。

公共交通推進費のデマンド型乗り合いタクシー実証実験委託料159万8,000円の積算根拠を、内訳をお伺いいたします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。登壇して答弁をお願いします。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

○産業部長（長田尚史） お答えします。

現在、湖西市での実証実験中のデマンド型乗り合いタクシーは、自宅と目的地の指定施設でのみ乗降を可能とすること、また事前予約制で、場合によっては他の方と乗り合って目的地へ移動することを運行ルールとして定めて実施しております。

平成30年3月より白須賀地区で実証実験を開始しておりますが、令和元年11月からは北部の知波田地区において実証実験を開始すべく、現在準備を進めておることを先に申し添えます。

今回の補正予算については、主に令和元年11月から開始する予定の北部知波田地区におけるデマンド型乗り合いタクシーの実証実験に要する費用となっております。

積算につきましては、既に同様の実証実験を行っている白須賀地区の利用実績等を参考に算出した知波田地区の利用回数、月に60回から70回ほどの往復を予定しておりますが、そのデマンドタクシーの想定運行料金、大体1,300円から4,100円ほどになると思います。その数字に掛けあわせて、利用者負担分を差し引いたものを予算として計上させております。

その中の利用者負担分については、遠隔地の新居地区への移動には900円、鷺津地区、岡崎地区への移動は700円、入出新所地区への移動には500円、知波田地区内、北部での移動については350円を利用者負担の料金設定としておるところでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 今、白須賀の実証実験をしているのから見ると、60回から70回の月の利用という

のは、往復での数ですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 60回というのは往復での利用になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） というと、往復で乗って、行って帰ってで2回という感じですね。

それで、それが1,300円から4,100円とおっしゃいましたけど、今お聞きすると、片道が新居だと900円で、新居を往復しても1,800円ですけど、この4,100円というのはどういう計算ですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 4,100円というのは、片道の利用料金ということで、ちょっと済みません、補足させていただきます。利用の負担分が900円ということになります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 4,100円かかるころの負担金が900円ということですね。利用者さんのね。済みません。わかりました。

その利用されるであろう回数を掛けていくと、159万8,000円ということですけど、では何人分ということですか。割り算すればいいんでしょうけど。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 先ほど言いました60回というのが往復になりますので、月60回の往復の利用と、あとはそれが5カ月、11月からになりますので、5カ月間の利用ということで、60掛ける5、約300回ですか、の予定を予算の中では枠として計上させていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） 利用する人が要は30人から35人ということですね。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） お答えします。

往復で利用しますので、利用される方としては議員おっしゃいましたように30人から35人ぐらい程度を見込んでおります。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。その見込みの

予算ということがわかりました。

では次の生活保護費の次年度に始まる被保護者健康管理支援事業のレセプト管理システムの委託料398万2,000円ですが、事業の概要説明をお願いいたします。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

被保護者健康管理支援事業とは、被保護者が多くの健康上の問題を抱えているにもかかわらず、健診受診率が低いことから、医療と生活の両面から支援し、生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものでございます。

具体的な内容としましては、現状の医療・健康等の情報を調査・分析し、被保護者の健康課題を把握した上で、健診や医療機関受診を勧奨したり、保健指導や生活支援を実施する体制を構築しようとするものです。

本年度につきましては、その準備作業となる、データの収集・分析業務を行うため、レセプト管理システムの改修を補助率10分の10の国庫補助金を活用して実施させていただくものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。医療扶助の金額は高いので、本当に腎臓でも悪くして透析などしたら大変なことにといいね、至る前に予防検診をとということや、あるいは既に診断されていたら治療をして悪化させないという対策に使われていくということで理解いたしました。

では次の道路維持費の工事請負費3,100万円の鷺津駅前広場シェルターとはどのような形状とか設計なのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

補正予算案に計上させていただいた工事請負費は、現在、鷺津駅前広場のロータリーに設置されているシェルターと駅舎の入り口を結ぶ通路に、新たに4本の柱を建て、幅、東西方向になりますけれども、幅6.7メートル、延長、南北方向になります、6.3メートルの、アルミハニカムパネル製の屋根を設置す

る工事となります。

なお、今回設置するシェルターにつきましては、昨年度完成しました新所原駅の南北の駅前広場に設置されているシェルターと同等のものを予定しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） そうすると、駐車場になっている、送っていただいたとするとね、駐車場のスペースが派出所の前にありますけど、あの辺からぬれずに駅の中に入れるということですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在、通路、駅前広場の通路にぐるっとシェルター、屋根がついておりますけれども、それと駅の駅舎へ結ぶところに屋根をつけるものでございまして、一応通路のところでおりていただければ、ぬれずに駅舎のほうへ入っていただけるというふうになっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 佐原佳美さん。

○10番（佐原佳美） わかりました。滑りやすいところでもあったり、また夏は日陰も欲しいという部分もあって、大変助かるかと思えます。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、10番 佐原佳美さんの質疑を終わります。

続いて9番 楠 浩幸君の発言を許します。9番 楠 浩幸君。

〔9番 楠 浩幸登壇〕

○9番（楠 浩幸） 9番 楠 浩幸でございます。一般会計補正予算ですけれども、私も通告に従いましてお伺いをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、2款1項11目情報政策費です。情報推進費、臨時雇用金においてですけれども、今回、補正、とりわけ人件費の部分なんですけれども、その補正の目的と内容をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤弘己） 企画部長。登壇して答弁をお願いします。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

情報政策課の業務は、近年、マイナンバーカード制度などの新制度の開始によりまして、ガイドラインなどで国から示される情報セキュリティの基準が厳しくなっており、セキュリティ対策の業務がふえております。また、これまで各課で購入・管理していたパソコン等の機器を情報政策課で集約して購入し、全体としてのコスト削減を図っていることから、情報政策課としての管理業務がふえております。

加えまして、令和元年度はマイクロソフトウィンドウズ7のサポート切れへの対応のため、新たに約170台のパソコンを更新する必要があること。さらには、マイナンバーカードの普及促進のために新たな施策を国から求められる可能性があること等により、職員の増員を求めておりました。

しかし、国から示されるマイナンバーカードの普及促進策が不透明であったため、とりあえずは臨時的に対応できる総務課の予算を活用して4月から9月まで臨時職員を雇うことといたしました。

6月4日に、マイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針が政府決定され、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始し、令和4年度中にはおおむね全ての医療機関での利用環境の整備を目指すこととされました。

この国の方針を受け、湖西市としてもマイナンバーカードの普及促進を図っていく必要があること、加えて更新する約170台のパソコンの設定に時間を要することが予想されることから、10月以降3月までも臨時職員を継続して雇うことといたしまして、6カ月分の賃金を補正させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 2点ほどちょっと確認をさせていただきます。

1点目は、今臨時で雇用されてる方を継続して今年度末まで継続をしていただくということと、あと、ウィンドウズの件については、もうこれ随分と昔から言われていることなので、また改めて補正で出てくるのはすごく違和感があったんですけれども、これは当初予算の中には組み込まれていなかった

たということですか。2点伺います。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

1点目につきましては、4月から9月、半年間につきましては総務課のその臨時的に使える臨時雇賃金の予算がありましたので、それを活用させていただきまして。10月からにつきましては、担当する課のほうで予算措置をするという、そういうルールになっているものですから、この時点で6カ月分の賃金を計上させていただいたということです。業務としてはやはり通年通して人手が欲しいということでございます。

2点目につきましては、今年度、リースの予算を計上してありまして、これから契約、新たなものを契約するという、そういう予定になっております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 1点目のところはわかりました。

2点目のところで、リース契約も当初からわかっていたはずで、庁内で、今ある庁内のパソコンのOSを自前で切りかえるということなんですか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

リース期間のちょうど切りかえに合わせて切りかえるということですが、ほぼほぼその使う場所によって違うものですから、OSを切りかえるのもそうなんですけれども、使う業務、場所によってパソコンのセットアップ、設定等が変わってくるものですから、そういうパソコンの設定、それから今までのデータの置きかえというものを、職員によって行うということでございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 内容はわかりました。

そうしましたら、今年度で雇用の期間はある程度めどがつくということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

ちょっと言いわけになるかもしれませんが、情報政策課の職員というのが、平成27年度まで7人

体制で仕事をやらせていただいていたんですけども、それが平成29年度、平成30年度と5人体制ということに、今年度もそうなんですけれども、なっております。要するに職員の数が減っているという現状があるものですから、一方、仕事内容としては、先ほど申し上げましたとおり、セキュリティの強化とか、マイナンバーカードへの対応等、新たな仕事もふえている現状の中で、今年度で、ウインドウズ7の設定がえについては終わりますけれども、もろもろのその他業務を含めると、何とも言えないところでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） わかりました。業務負荷の予測というのは難しいとは思いますが、正規の職員でやっていくのか、臨時でやっていくのかというところは十分検討なさっていただきたいと思えます。

次へ。そうしましたら、6款1項3目なんですけれども、地域農政総合推進事業ですね。参考資料を見させていただきますと、この中で荒廃農地の再生というようなことなんですけれども、事業の内容をまずお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 今回の補正の事業につきましては、認定農業者が農業振興地域内の荒廃農地を再生する際に、当該農地所有者に対して農地の中間管理事業を利用して賃借権を設定することを条件に、当該農地において再生後5年以上耕作すること、また総事業費が200万円未満であること等を条件に、湖西市及び静岡県が補助をして支援するものでございます。

具体的な事業内容につきましては、白須賀地区の約5,500平方メートルの農地で、除草、抜根、整地を行います。またもう一件の新所地区の約3,500平方メートルの農地では、除草、抜根、障害物の撤去、整地を行い、作付をしていくという予定になっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 整地をしていただいた後に、具体的に何をやっていただくかというところまでは

求めていないということでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） この支援事業については、何をつくるかまでは求めていませんが、作付をするということで、今回では花卉の、ハウスを建てて花卉を栽培するという事業と、白須賀地区のほうは露地ものの栽培をするということで、野菜等を栽培するというで聞いております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） ちなみに、5年以上は継続して事業をやっていたということが条件みたいなんですけども、途中で何かチェックをするような機能はあるのでしょうか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） その都度、こちらの農地担当のほうで場所をチェックさせていただくということになるかと思えます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 都度というのは、定点で見るというわけではなくということ、何か決められたインターバルとか、何かチェックする機能があるかどうかだけ伺いたいです。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 農業委員会等で作付の調査をしておりますので、その時点で確認をとるということになるかと思えます。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 農業委員会で確認をされているということで了解をいたしました。

それでは次の質問。8款2項2目道路維持費です。

鷺津駅前広場のシェルターの設置について、先ほど佐原議員の質問もありましたけれども、工事の概要はある程度わかりましたけれども、部材にしてはかなり高額。

〔不規則発言あり〕

○9番（楠 浩幸） では済みません。一回ちょっととめていただいて結構ですか。

○議長（加藤弘己） 暫時休憩とします。

午後1時24分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 先ほどの6款1項3目のところで、実は2点ほど通告をしております、事業の規模はどれくらいかということをお伺いする予定だったんですけども、部長のほうで先に気をきかせていただいて御報告いただいたものですから、これにつきましては取り下げをいたします。

それでは8款2項のほうに戻らせていただきますけれども、新所原駅の南口と同等の屋根を設置していただく。非常にありがたいと思うんですけども、何分、経費が多くかかっているんですけども、これ、できれば工事の概要はどのようなものかというふうな伺いをしてるんですけども、設計費と工事費と分けてお伺いすることは可能ですか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在、最終的な請負工事費は出ておりますけれども、設計費と経費の分けを、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、その点についてはまた後ほどお伝えしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番（楠 浩幸） 済みません。通告をしてなかったものですから、私のほうの誤りでございますので、また改めて教えていただければと思います。

2つ目の質問に移ります。

工事日程が気になる場所なんですけど、やはり人の往来が多くて、障害がもし発生するようでしたら気になりますので、工事日程、いつごろからいつごろまで工事をされるか、伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） 工事は、駅に接しているということもございますので、まず東海旅客鉄道株式会社、JR東海と工事実施に伴う協議を調べて、12月までには入札によりまして施工業者を決定いたしまして、完成は年度内を予定しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) 出入り口が変わるとか、そういったような、安全を確保して工事をやっていただくとは思いますが、工事期間とかそれも、もしわかる範囲ですけれど、1カ月ぐらい乗降口が変わってしまうとか、どんな工事なのかちょっとイメージがつかないものですから、わかる範囲で結構です。教えていただければと思います。

○議長(加藤弘己) 都市整備部長。

○都市整備部長(土屋守廣) お答えいたします。

現場の工事は主に基礎を施工するときに現場での立ち入りの規制が発生することになりますけれども、出入り口が変わるといふ形は現在考えておりません。基礎を設置するときに、施工する周辺を一回バリケード等で囲って、通行は制限することになりますけれど、乗降客が通行するに支障がないような形で施工はさせていただきます。ただ、一部やはりバリケードで囲いますので、今の状態が全て広く通れるという形ではないです。ただ、施工については一応最終電車が通過した後の夜間で作業するというのを予定しておりますので、ロータリーとか通路の一部について、立ち入りは一部制限されますけれども、施工は夜間ということを考えております。以上です。

○議長(加藤弘己) 楠 浩幸君。

○9番(楠 浩幸) おおむねわかりました。十分安全に留意していただいて、利便性も最低限確保していただきながら、工事をやっていただきたいと思います。終わります。

○議長(加藤弘己) 9番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続いて15番 馬場 衛君の発言を許します。15番 馬場 衛君。

[15番 馬場 衛登壇]

○15番(馬場 衛) 15番 馬場 衛です。議案第69号について、通告に従って質問させていただきます。

2款1項7目財産管理経費の中で、今回、大倉戸茶屋松線の整備事業の進捗状況により、登記予定件数が増加したということで、登記業務委託料を増額との説明をいただきました。これで全体の何%ぐらいが登記されているのか。また、事業全体の土地登

記完了予定はいつごろになるのか。わかる範囲で結構ですけど、教えていただきたいと思います。

○議長(加藤弘己) 企画部長。登壇して答弁願います。

[企画部長 佐原秀直登壇]

○企画部長(佐原秀直) お答えいたします。

大倉戸茶屋松線の整備事業にかかる登記の予定件数は、215筆でございます。令和元年9月6日現在、登記が完了したものは192筆で、全体の約90%となります。

また、事業全体の土地の登記につきましては、令和元年度中、今年度中の完了を目指して事業を進めているところでございます。以上でございます。

○議長(加藤弘己) 馬場 衛君。

○15番(馬場 衛) 現在90%まで行っておるということで、こういうふうに登記の委託料の増額をしなくてはいけないということは、単純に考えれば、順調に進んでるという判断をさせていただきました。地権者の方々の協力がないと、こういったことも進まないと思います。年度内にほぼ完了というお答えもいただきまして、大変重要な事業だと考えておりますので、そのまま確実に進めていただければと。ありがとうございました。質問終わります。

○議長(加藤弘己) 以上で、15番 馬場 衛君の質疑を終わります。

続いて13番 竹内祐子さんの発言を許します。13番 竹内祐子さん。

[13番 竹内祐子登壇]

○13番(竹内祐子) 13番 竹内祐子です。同じ議案で、説明書の11ページの臨時職員のことですが、このことについて、ほぼわかったんですけども、同じ人をことし1年使うんですよね。来年もやはり人が足りないので、使っていきたいということでありまして、なれた人を使うほうが仕事も効率よく行くと思うんです。こういうふうに臨時の方を雇用していくに当たり、やはり安い賃金で大変な仕事をしていくのはどうなのかと、すごく私は前から思っていて、国のほうも会計年度任用職員制度というのをこれから取り入れていくようにとされているので、そういうものも考えながら、本当に職員をちゃんと

配置できないなら、いろんなことを考えていかないと、余りにも正規の人とこういうふうには非常勤で働く人のやはり格差が生じるということはどうかなと思います。ですので、ここはこれで私の言いたいことと言って終わります。

では次行きます。

説明書の15ページ、ここのところもよくわかりましたけれども、2人で200万の補助ということで、事業者への補助率がどのぐらいなのかをお伺いします。

○議長（加藤弘己） 産業部長。登壇して答弁をお願いします。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

○産業部長（長田尚史） 事業者への補助率でございますが、さきに申し上げましたとおり、総事業費が200万円未満の事業に対して、湖西市で2分の1、静岡県で2分の1を申請者のほうに補助するものとなっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） それでは、この補助金は単年度で終わってしまうものですか。

○議長（加藤弘己） 産業部長。

○産業部長（長田尚史） 令和元年度、単年度の事業というふうに理解しております。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） わかりました。

では次に行きます。

説明書の24ページになるのかな。そのところで、臨時特例給付金事業にかかる時間外勤務手当を増額するというので、人件費が87万2,000円の算出根拠について、一般会計のほうから人件費を増額するというので伺いたいと思います。

○議長（加藤弘己） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（竹上 弘） お答えいたします。

人件費87万2,000円の根拠でございますが、初めに、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金支給事業における時間外勤務手当分が4万4,000円でございます。

次に、本年度、機構改革に伴いまして子育て支援課に健康増進課母子保健係を移管したこと、それと

職員の育児休暇を補うため、今後3月までの時間外勤務手当を見込んだところ、82万8,000円を見込ませていただきまして、これに先ほどの4万4,000円と合わせた87万2,000円の増額要求とさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 竹内祐子さん。

○13番（竹内祐子） ちゃんとした算出根拠のもとでやられていると思うので、今回の補正を上げておいて、また再度補正が上がらないようにちゃんと工夫してやってください。以上で終わります。

○議長（加藤弘己） 以上で、13番 竹内祐子さんの質疑を終わります。

続いて11番 吉田建二君の発言を許します。11番 吉田建二君。

〔11番 吉田建二登壇〕

○11番（吉田建二） 質問させていただきます。

6款の農林水産業費の地域農政総合推進事業費でございますが、これにつきましては、さきの同僚議員2人の質疑に対する答弁で了解いたしましたので、取り下げさせていただきます。

次に8款土木費の道路維持費でございますが、1番のシェルターの工事の概要、これにつきましても同僚議員の質疑で了解いたしましたので、取り下げさせていただきます。

2番目の工事期間でございますが、これもほぼ了解いたしますけど、1点確認させていただきます。

年度末までということでございますけども、入札は12月までに行つてということですが、12月に入札が終われば、いわゆる年末年始の正月の期間も工事の期間に入るのか、あるいは正月を明けて、いわゆる1月の混雑するところは明けてから工事に入るのか、そこら辺の予定についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。登壇してお願いします。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

工事につきまして、入札の結果で施工業者が決まった後に、施工計画書を提出していただいて、具体的な工程が確定してくることになりますけれども、現在、12月までに契約を予定しておりまして、その

後年末年始が施工期間中になりますので、基礎の施工については年末年始は現場では行わない予定であります。シェルターの本体の製作に約3カ月かかると聞いておりますので、契約後はシェルターの製作にまず入るといった形になると思います。現場の施工は年末年始が明けて、1月過ぎから施工する予定になっております。ですので、年末年始で今の現場で施工を行うということは考えておりません。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 今の説明を聞いて大方理解いたします。いわゆる製作は工場というか、そちらのほうでつくってきて、そして現場での設置は1月に入ってから行うと。いわゆる3カ月ちょっとしかない微妙な工事期間の中で、これだけの工事が本当にできるのかな、その正月のときの前後は非常に貴重な期間に当たるなとこう思ったわけですけども、了解いたしました。

では最後の質問、お願いします。

工事期間中における、いわゆる駅前での送迎や通行などにどの程度の制約が生じるのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

今回の施工で屋根を支える支柱4カ所、設置いたしますけれども、その支柱の基礎の施工を行う場合に、通路部分に建設機械を設置して施工する必要があります。このため、通路部分を作業区域として一部通行の制限を行う必要がございます。

作業に当たりましては、駅のスロープ出入口や駅舎階段への通路を可能な限り確保するため、作業区域の分割や影響範囲の縮小を考えております。なお、基礎が4カ所ございますけれども、2カ所ずつ施工するというので、最初の2カ所を先にして、次の箇所を施工着手する前には施工した箇所が仮復旧、舗装とかの仮復旧を行って、利用者への影響が最小限となるように考えております。

それから、基礎施工中は、ロータリー内への制限はしないように考えております。また、柱や屋根の設置は通路上への作業となることから、安全確保の

ため、最終電車が通過した後の夜間での作業を予定しております。そのときにはロータリーや通路の一部について、立ち入りを制限して作業を行うということになっております。

また、作業に当たりましては、作業区域に、先ほども申し上げましたけれども、バリケードとかの防護柵などの保安施設を設置して、安全確保の徹底を図ってまいります。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 夜間に工事を行う等、いろいろ配慮していくというようなお話でございました。

従前の駅ですと、駅の中に待合室があって電車に乗っていったわけですけども、今は待合室がありません。したがって、乗車しようという方は、時間ぎりぎりというか、時間が比較的迫った時間の中で外から行って、改札口を通り、電車に乗っていくというようなことから、いわゆるあそこの出入口のちょうどシェルターのやる工事のところが非常に混雑するということが予測されるわけでございます。したがって、そこら辺の通行の程度にどの程度制約が生じて、どんな配慮されるかなということでも質問したわけですけども、その点についてもある程度検討されて、今のようになっているのか。そここのところについて、もう一度確認させてください。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

工事を施工する必要があるものですから、従前のおりに皆さん乗降した方が自由に出入りできるという形はとることはできないんですけども、先ほど申し上げましたように、基礎は2基ずつ分けて施工すると。主に東側、西側と分けて施工しますので、一方が終われば仮復旧して開放、もう一方が終わればまず開放と。その後に支柱を立て込むというのを夜間に行っていきますので、極力、乗降される方には影響しないようには配慮させていただいております。以上です。

○議長（加藤弘己） 吉田建二君。

○11番（吉田建二） 円滑に安全に工事が施工されるように期待を申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、11番 吉田建二君の質疑を終わります。

続いて6番 菅沼 淳君の発言を許します。6番 菅沼 淳君。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。

地域農政関係経費、質疑につきましては、これまでの説明で理解できましたので、取り下げとさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 以上で、6番 菅沼 淳君の質疑を終わります。

続いて17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。では、通告に従いまして質疑を行います。

まず1点目、8款2項2目、説明書は15ページ、先ほど来出ております鷺津駅前シェルターの件につきましては、大体了解できました。その中で2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

先ほど、大きさ的には6.7メートル掛ける6.3メートルというお話があったかと思うんですけども、高さはいかがでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。登壇して答弁をお願いします。

〔都市整備部長 土屋守廣登壇〕

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

高さにつきましては、シェルターの高さが3.425メートルでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 3.425メートルというお答えでしたけども、そうしますと、今現在ありますシェルターの中で一段高いところがありますね、それと一緒にぐらいなのか、今現在ある高さぐらいなんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在あるシェルターの高さが約2.7メートルで、今回設置しますシェルターが3.425メートルとなりますので、約70センチほど差はございます。ただ、

今回のシェルター、設置するシェルターが、今設置されてますシェルターの屋根の上、ちょっと一部重なるような形で設置をいたしますので、その分高さを差をつけて設置するという形になります。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 今あるものよりも70センチぐらい高い。今現在あるのももう十分部長も御承知だと思うんですけども、雨が降り込んでどうしようもないんですね。電車等いろいろあって、皆さん待っているときに、よけている場所がないという声もあって、どっちみちシェルターをつくるのであれば、万が一そういったときに少しでも雨よけ、風よけができればなと思いがありまして、ちょっとこの点をお聞きしてみました。

それから、スロープのところはシェルターがつくんでしょうか。中へ入っていくところはあると思うんですけども、全くのこの入り口の辺と言えいいですか、あの辺のスロープにはどうなんでしょう。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

スロープの真上には、今回シェルターは設置されずに、駅舎のひさしが出てきてると思いますので、駅舎のひさしと今回のシェルターは、20センチではございますけれども、ラップさせて設置をいたします。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ごめんなさい。そうすると、とりあえずスロープを使われる方にとっては、雨よげができると思ってよろしいんですか、この一番入り口のところから上がっていくときに。ごめんなさい。私が記憶間違いだったら申しわけないんですけども、全くの登り口の、スロープの入り口の辺ってどうでしたかね。

○議長（加藤弘己） 都市整備部長。

○都市整備部長（土屋守廣） お答えいたします。

現在のスロープの上には駅舎の屋根がついていると思いますので、スロープ自体は今回のシェルターで囲われるのではなくて、駅舎の屋根の中に入って

いると思われま。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ではわかりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

10款4項1目です。説明書は19ページ。各幼稚園の委託料につきまして、歳入との差額がございますが、その理由をお伺いします。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

この委託料は、鷺津・白須賀・新所・岡崎・知波田の各幼稚園の米飯・麺類・パン・おかず・牛乳などの給食の外部搬入業務であります。

保護者から徴収する給食費を歳入の補正予算に計上しておりますが、この給食費は食材料費分のみで、外部搬入業務の委託料に含まれる光熱水費や運搬費、人件費、利益等の経費については給食費に含まれておりません。

また、今般の無償化により副食費が免除となり、給食費が主食費のみとなる世帯もございます。

以上のことから、副食費の免除分と食材料費以外の経費が歳入と歳出との差額になるものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 免除とそれ以外の経費の差額がここに生じてきているということで、わかりました。

そうしますと、今回この補正に上がっているのは10月から3月分まで、まずそこでよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） そのとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

そうしますと、各幼稚園のを足していきますと、差額分が出てくるわけですが、そうしますと来年度以降はこの倍ぐらいのお金は必要になってくるという解釈をされていてよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） そのとおりでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

済みません。ちょっと順番がおかしかったんですけども、1食各幼稚園は幾らぐらい徴収してるんでしょうか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

公立幼稚園ですと、主食、年少とそれ以上で金額は変わりますが、今後は主食代で670円、副食代で2,760円、合計で3,430円となります。そして年中・年長でございますが、主食代で700円、副食代で3,170円、合計で3,870円となります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） それが今後徴収していく金額ということですね。今、補正の歳出に上がってるその数字、例えば鷺津幼稚園で504万9,000円ですか、上がってますね。それでいろいろな経費が入っているということですが、それを差し引いた歳入に上がってる金額が、もう年長さんですと1人3,870円で計上されているという解釈をしていければよろしいですか。

○議長（加藤弘己） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 現在補正のほうに上げてある金額の内訳でございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。どうもありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） では、説明書11ページで、先ほど答弁のありました公共交通の利用者負担のところがちょっとメモできおせなかったものですから、いま一度利用者負担の金額をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤弘己） 産業部長。登壇して答弁をお願いします。

〔産業部長 長田尚史登壇〕

○産業部長（長田尚史） 利用者負担分の御質問にお答えいたします。

知波田地区からの料金になりますが、新居地区への移動には1回900円、鷺津地区と岡崎地区への移動につきましては1回700円、入出新所地区への移動には500円、同じ地区内、知波田地区内での移動につきましては350円を利用者料金の設定としておるものでございます。以上です。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。鷺津と岡崎が700円ということで、これ、白須賀地区と一緒にぐらいの金額でしたね。わかりました。ありがとうございます。

そしてもう一点。次がすぐ同じページの情報化推進費ですけども、これは参考資料によりますと、印鑑登録証明事務において旧氏併記を可能とするためのシステム改修にかかる委託費用を増額とあるんですけども、これは国のほうにおいて政令改正に伴ってやるわけですので、これ、国庫支出金とかはないんですか。

○議長（加藤弘己） 暫時休憩します。14時15分まで。よろしくお願ひします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（加藤弘己） 休憩を解いて会議を再開いたします。

17番 神谷里枝さんへの答弁からですね。企画部長。

○企画部長（佐原秀直） 済みません、お時間いただきまして、まことに申しわけありませんでした。

印鑑登録証明事務につきましては、市の単独の事務でございますので、国の補助金はございません。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

○議長（加藤弘己） 17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第69号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第70号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第70号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第71号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第71号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第72号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第72号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手全員であります。したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第20 議案第74号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第21 議案第75号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第22 議案第76号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

本件は総務経済委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第23 議案第77号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。
本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第24 議案第78号 平成30年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。
本件は建設環境委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第25 議案第79号 平成30年度湖西市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、4番 三上 元君の発言を許します。4番 三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 三上 元でございます。質問をいたします。

決算の目的は、公明正大であり、何を聞かれても悪いことをしてませんし、間違ってもいませぬという目的が一つ。2つ目は病院においては病院事業、医療事業が内容として好転しているのか、好転していないのか、それを知りたい。2つのテーマがございます。それには、国とか県とか市とかからもらっているものをなくてして、裸の経営だった場合には、幾らの損益なのかなということ、赤字が実態は幾らだということ、私が一生懸命計算すればできるのかもしれませんが、ここで伺いたいと思います。できれば、本当は今決算だけの質問かもしれませんが、できれば1年前、2年前の決算はいかがかというのをできたら伺いたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（加藤弘己） 病院事務長。登壇して答弁をお願いします。

〔病院事務長 田内紀善登壇〕

○病院事務長（田内紀善） お答えします。

他会計からの負担金及び補助金、いわゆる一般会計からの繰入金を除いた場合の収支であります。平成30年度はマイナス8億4,074万7,187円です。ちなみに、平成29年度でございますが、マイナス8億1,575万3,284円です。それから平成28年度でございますが、マイナス8億5,160万7,064円でございます。平成30年度と平成29年度を比較しますと、2,499万3,933円マイナスとなっております。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 三上 元君。

○4番（三上 元） どうもありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 以上で、4番 三上 元君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。
本件は福祉教育委員会に付託いたします。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時29分 散会
